

和知中学校窓和会 会 則(改正版)

第1章 名称及び目的

第1条 本会は、京都府船井都京丹波町立和知中学校「窓和会」と称する。

第2条 本会の所在は、これを和知中学校とする。

第3条 本会は、和知中学校の発展と郷土文化の振興に寄与するとともに会員相互の親睦を図るを以って目的とする。

第2章 会 員

第4条 会員は、下記のとおりとする。

正会員 船井郡旧上和知村立上和知中学校卒業生、同下和知村立下和知中学校卒業生、同和知町立和知中学校卒業生、同京丹波町立和知中学校卒業生

客 員 旧上和知中学校職員、旧下和知中学校職員、和知中学校現旧職員

第3章 役 員

第5条 本会に下の役員を置く。

会長1名 副会長1名 会計1名 庶務1名 幹事2名

第6条 前条の役員は、ブロック代表の互選により選出する。

第7条 役員の任期は3年とする。

第4章 役員の任務

第8条 会長は会を代表し、会務を統括する。副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは代理する。

第9条 会計は、本会の会計いっさいをつかさどり、庶務は、年度窓和会記録を作成しその運営資料の整備、書類の保管の責任を負う。

第5章 会 費

第10条 会費は、卒業年度毎に入会金として徴収する。（ただし終身会費500円とする。）

第6章 役 員 会

第11条 役員会は、必要に応じ会長が召集する。

第7章 顧 問

第12条 本会に顧問を若干名置くことができる。

第13条 顧問は、本会の運営に対し助言を与える。

第8章 付 則

第14条 第6条にいうブロックとは、次のとおりとする。

第1ブロック 仏主、上栗野、細谷、下栗野、西河内

第2ブロック 篠原、大迫、長瀬、塩谷、上乙見、下乙見

第3ブロック 中山、升谷、市場、大倉

第4ブロック 本庄、小畑、鐘打

第5ブロック 坂原、中、角、広瀬、安栖里

第6ブロック 才原、大簾、広野、出野、稲次

第15条 その他本会に必要な事項については、役員会で協議する。

第16条 本会則を変更する場合は、役員会の承認を必要とする。

第17条 この会則は、令和6年10月1日より実施する。

申し合わせ事項 客員との関係を密にする。